

〔資料 5〕 総務関係資料

平成 20 年度事業計画・収支予算策定の基本方針

(平成 20 年 1 月 22 日 理事会承認)

来年度の事業計画及び収支予算案は、商品先物市場の流動性回復に向け、以下のことを基本方針として策定するものとする。

1. 市場競争力強化への取組

商品先物市場の競争力強化が、わが国金融・資本市場の競争力強化の一環として提示されていることについての共通認識を深め、市場の担い手である商品取引員の立場から、その具体化に取り組み、必要な提言を行う。

2. 受託業務に係る利便性・信頼性への取組

IT 化の進展等市場取引の高速化に対応し、市場参加者の利便性と信頼性の向上に資する、多様な受託等業務の展開を可能とする制度整備に取り組む。

3. 業界一体の商品先物取引利用知識の普及への取組

商品先物取引の利用に係る知識の普及について、一般社会に公正中立な受け入れがなされるよう、商品取引所を中心とする業界関係機関の有機的な連携のもとに、効果的かつ効果的に推進する。

4. 積極性を失うことのない予算編成

変革期に必要な制度改革等の積極的検討や市場振興事業の推進を可能とする収支予算とする。会費の賦課方法については、定率会費のボリューム・ディスカウント、定額会費の見直し等、柔軟に対応するものとする。

以 上

平成 20 年度収支予算編成の考え方

1. 収入について

- 1) 収入は、原則会費だけを見込むものとするが、平成 20 年度新たに取り組む「適正勧誘推進キャンペーン」については、運営準備金の取崩しを 15,000 千円行ない、充当するものとする。
- 2) 平成 19 年度末の収支差額 77,695 千円（当期収支差額 34,160 千円＋前期繰越収支差額 43,535 千円）については、次年度はじめの事業等の支出に 3 千万円程度必要であること、また、前期繰越収支差額のうち 40,000 千円は前々期末に運営準備金の取崩したものであることから返戻金とはせず、会費の収入減に備え、全額次年度に繰り越すこととする。
- 3) 会費については、定率会費等検討小委員会における検討結果を踏まえ、従来、一律 1 社月額 1 万円の定額会費を会員の資本金額別による「規模別固定会費」の考え方を導入し、若干定額会費のウェイトを高める一方、定率会費の単価を引き下げることとする。

また、会費返戻時にボリューム・ディスカウント制を導入することとする。

① 規模別固定会費

| | |
|---------------------------|---------|
| 取次者（12 社）（取次みの会員） | 月額 1 万円 |
| 受託会員 | |
| 資本金 10 億円未満（25 社） | 月額 1 万円 |
| 資本金 10 億円以上 20 億円未満（21 社） | 月額 2 万円 |
| 資本金 20 億円以上（10 社） | 月額 3 万円 |
| 準会員 | 月額 1 万円 |

② 定率会費

定率会費算定の基礎となる会員売買数量については、毎月の変動が大きく傾向が見えないこと、平成 19 年度においては前半より後半の売買数量が少ないことを勘案し、平成 19 年 8 月から平成 20 年 1 月の直近 6 ヶ月間の実績から推計する。

定率会費の予納額単価は平成 19 年度の 2 円 50 銭から 10 銭引下げ、売買枚数 1 枚につき 2 円 40 銭とする。なお、関西商品取引所・水産物市場（冷凍えび）については、売買枚数 1 枚につき 1 円 20 銭、東京工業品取引所・貴金属市場・金ミニ取引については、売買枚数 1 枚につき 24 銭とする。

4) 入会金及びパンフレット頒布代金(雑収入)は、予測しがたい収入であるため入会金は0円とし、パンフレット頒布代金は金利収入約800千円と合せ、雑収入として1,000千円を計上する。

5) 上記の結果、平成20年度の収入金額を364,580千円(前年度予算額対比+12,825千円、決算見込額対比+34,435千円)と見込む。

予算の総枠としては、今年度と比べて前期繰越収支差額が約38百万円増加した分、会費収入が同額の38百万円減額となっており、運営準備金の取崩額の増加分だけ増額の予算規模となっている。

2. 支出について

上記の収入見込額(364,580千円)を勘案し、今年度の予算額、決算見込額を基に事業費、事務所費を算定。

1) 事業費

① 制度改善推進事業費

委員出席旅費等の算定単価の見直しにより、1,244千円削減。

② 企画調査事業費

調査研究費、研究支援費、調査資料蒐集費、統計資料費については今年度と同額。大学講座開設費については、従来の青山学院大学、多摩大学大学院、専修大学、帝京大学の4大学の冠講座に加えて、千葉商科大学大学院のような少額の講座支援として、講座開設支援費を新規に計上し、1709千円増額。

③ 広報事業費

「商品さきもの知識普及委員会」を運営者とし、利用知識普及を目的としたインターネット・サイトを新たに構築するため、25,410千円予算に計上。

広く社会一般に商品先物取引の正しい理解と認識を醸成するため、報道メディアに対する情報発信、意見交換等のPR(パブリック・リレーション)活動に取り組むため、協会事業推進費の中にPR活動推進費として9,450千円予算に計上。

商品先物取引を告知しない勧誘、断定的判断の提供など勧誘・行為規制に抵触する営業手法を排除することを目的とした「適正勧誘推進キャンペーン」を展開するため、15,678千円予算に計上。

一方、一般紙への広告掲載費、日経フューチャーズレポート作成費等予

算から削除。

その結果、広報事業費全体としては、8,019千円増額。

2) 事務所費

給与費については、職員1名が定年をむかえるため、定年後の給与を織り込み、基本給ベースで0.82%の増額。

会費プログラムについて、規模別固定会費、ボリュームディスカウント制への対応が必要となるため、借料及損料の中に4,725千円予算計上。

その他、今年度の見込額を勘案し、来年度予算を削減。事務所費全体としては、3,310千円の増額。(上記プログラム開発費を除けば、1,415千円削減)

3) その他

退職給付引当金繰入額については、期末要支給額に不足する額を繰入。

以上

平成 20 年度 事業計画

I. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 商品先物市場の競争力強化への取組

金融・資本市場と一体の商品先物市場の競争力強化に向けた流れについて会員の共通認識を深め、市場の担い手である商品取引員の立場からその具体化に取り組み、必要な提言を行う。

(1) 清算制度の充実・強化に係る取組

- ① 取引証拠金制度の見直し
- ② 清算参加者要件の見直し

(2) 参入・退出に係る環境整備

- ① 取次業への参入・転換の環境整備
- ② 他者清算を業とする清算参加者参入のための環境整備
- ③ 取次業と受託会員・清算参加者間の権利義務関係の明確化

(3) 時宜に応じた会員代表者懇談会・会員説明会の開催

2. 受託業務に係る利便性・信頼性への取組

取引システムの高度化・高速化に対応し、市場参加者の利便性と信頼性の向上に資する、多様な受託業務の展開を可能とする制度整備に取り組む。

(1) 市場環境変化に対応する受託業務の推進・取組

- ① 売買注文方法の多様化
- ② 投資判断一任制度等活用のサービス提供（ラップ口座等）を可能とする環境整備
- ③ IB制度の導入
- ④ 取引員における証拠金設定のあり方についての検討
- ⑤ 専門性向上に向けた取組

(2) 合理的規制のあり方の提案

- ① 事業者からの受託等委託者の態様に応じた規制のあり方の検討（諸規制の見直し）
- ② 24時間取引体制における営業課題の整理
- ③ 取引の自己責任のための要件
- ④ 海外先物等類似悪質業者の排除

(3) 取引員におけるバックオフィス業務に係る合理化等への取組

3. 取引環境の整備への取組

- (1) 金融所得一体課税の推進に向けた取組
- (2) 約諾書印紙税の撤廃

II. 調査研究に係る事業

1. 制度改善・税制要望等の企画立案事業の推進のための理論整備

制度改善・税制要望等企画立案事業を推進するに当たっての理論整備のための調査研究及び基礎となる業界統計データの収集・集計を行う。

〔調査研究等の例〕

- ① ヘッジ等ビジネス利用促進に係る理論整備と実態調査
- ② 金融所得課税一体化に向けた、委託者の取引実態等に関する調査（毎年継続して定点調査を実施）
- ③ 法改正等に関連して必要となる調査への臨機の対応

2. 商品先物取引に係る調査研究支援

大学等研究・教育機関に商品先物取引に係る調査・研究を委託することにより、学究分野における基礎的研究の深化を図る。

〔調査研究等の例〕

- ① 商品先物市場及びリスク管理に関する講座の開設支援
- ② 産業インフラとしての商品先物市場の地位確立に資する諸研究の委託
- ③ 商品デリバティブに関する諸研究の紹介

3. 資料室の整備

4. 協会ホームページにおける商品先物取引関連資料の公開

III. 広報に関する事業

商品先物市場の競争力強化が国の施策として推進される大きな流れを捉え、商品先物取引の利用に係る知識普及について、一般社会に公正中立に受け止められ

るよう商品取引所を中心とする業界関係機関の有機的な連携のもとに、効率的かつ効果的に取り組む。

また、報道メディア等に対して、業界の各種情報や前向きな取組姿勢を発信し、信頼感の醸成を図る。

1. 商品先物市場の利用知識の普及

(取引所・関係団体一体となった「商品さきもの知識普及委員会」の名の下に実施。)

(1) 啓蒙セミナーの定期的開催

個人投資家・事業者・機能的資金運用者等を対象に、商品先物市場を利用するための知識・ノウハウを習得できるセミナーを定期的に開催する。

(2) Webによる啓蒙

「商品さきもの知識普及委員会」を運営者とし、利用知識普及を目的としたインターネット・サイトを新たに構築し、取引所の協力を得て、商品先物投資、ヘッジ利用等に係る知識・ノウハウを紹介する。既存の協会ホームページ及び「投資家応援ナビ」の投資家向け・産業界向けコンテンツも新サイトに移管又はリンクさせ、多様な層からの市場利用を促す。

2. メディアに対するPR活動

広く社会一般に商品先物取引の正しい理解と認識を醸成するため、報道メディアに対する情報発信、意見交換等のPR（パブリック・リレーション）活動に取り組む。

3. 適正勧誘推進キャンペーンの実施

商品先物取引を告知しない勧誘、断定的判断の提供など勧誘・行為規制に抵触する営業手法を排除するため、ポスター・インターネット・新聞広告等で悪質な勧誘・営業手法について注意を喚起し、適正な勧誘活動を促進させるための啓蒙キャンペーンを展開する。

4. 商品先物取引の認知向上

日経CNBCの商品先物情報番組「デリバティブ・マーケット」（3月まで放送の「先物ワールド」をタイトル変更）において、取引所と共同で、投資家に商品先物取引関連情報等を発信するとともに、協会CMを放映する。

5. 継続事業

(1) 「投資家応援ナビ」コンテンツの更新

当サイトの「先輩投資家の声」を随時、追加更新する。

(2)パンフレットの作成・配布

一般投資家向けパンフレット「はじめての商品先物取引」及び商品先物取引の所得に係る税制について解説した「商品先物取引と税金」を資料請求者等に配布するほか、会員の営業ツールとして実費頒布する。（PDF版は協会ホームページに掲載）

(3) 業界内広報

ア) 先物協会ニュースの発行

当協会の活動状況を中心に業界の様々な動きに係る記事を掲載した「先物協会ニュース」を継続して発行する。

イ) 業界を取り巻く各種情報の提供

商品先物取引業界をめぐる行政及び取引所等の取組の状況、関係資料等を協会ホームページ、協会短信（FAX）、会員代表者懇談会等を通じてきめ細かく会員に周知し、情報の共有を図る。

(4) リクルートの支援広報

関東、中部、北陸、関西、西日本の5地区で開催される大学就職部と業界関係者との懇談会において、業界の現状等について啓蒙を図るとともに、その運営を支援するため助成を行う。

(5) 協会事業推進のための支援広報

制度政策の実現に向けて、関係方面との勉強会・懇親会を開催する。

以上

平成 21 年度事業計画・収支予算策定の基本方針

(平成 21 年 1 月 22 日 理事会決定)

「産業インフラ」として位置づけられるべき商品先物市場の利用文化を、産業界・経済界に定着させ、商品先物市場の機能の見直しとその活用により日本経済の活性化に貢献し寄与する業界を目指す。

(現時点をわが国商品先物市場消失の最大の危機ととらえ、「見直そう商品先物市場」キャンペーンにより、社会貢献できる流動性回復と受託等業務の活力を取り戻し、競争力強化を図る。)

1. 円滑な商品取引所法の改正と施行への協力

法改正の目指す方向とその影響の的確な把握に努め、わが国商品先物市場の競争力強化と市場振興に資する改正となるよう支援・協力し、もって円滑な改正法施行に取り組む。

2. 商品先物市場の活性化

市場の流動性の提供に資する施策及び市場参加者の費用低減に係る施策を検討し、関係機関等に行動を働きかけていく。

3. 商品先物取引の正しい知識の普及

日本経済に寄与する商品先物取引制度について、「見直そう商品先物市場」というフレーズでアピールし、正しい理解と利用知識の普及について、先物協会等関係機関と商品取引員、商品取引所とが連携して取り組む。

4. 必要最小限の事業遂行のための予算編成

商品先物市場の現状と会員の経営環境を踏まえ、必要最小限の事業遂行に要する予算編成とする。

5. その他

今後の商品先物取引制度に係る構造変化を踏まえつつ、当先物協会のあり方について根本から見直し、21 年度中にあるべき方向を整理することとする。

以上

平成 21 年度事業計画・収支予算策定の考え方について

平成 21 年度以降の状況

会員経営に係る環境

- 法律改正関係 (国内商品先物、海外商品先物、店頭商品取引の一本化)

平成 21 年 4 月～5 月 改正商取法国会審議

平成 21 年 5 月～平成 22 年 6 月 改正法施行令・施行規則の検討と公布

プロ・アマ区分と柔軟な規制構造、外国商品受託業者・店頭取引業の許可制、同商品仲介業の登録制等

⇒ 業態の多様化、兼業業務多様化への支援のあり方(協会の役割)

- 東京工業品取引所の新取引システム稼働

平成 21 年 5 月 7 日 新取引システムへの移行と夜間取引の開始等

- J C C H 清算参加者資格要件の引き上げ

平成 21 年 9 月末 新清算参加者資格要件(純資産額 20 億円以上)の適用開始
清算参加者と非清算参加者(取次、清算の他社委託)

先物振興協会の財務等概況

- 会費収入 20 年度会費収入は 1 億 5000 万円

- 財務状況 運営準備金 1 億 8500 万円 (21 年 3 月末)

J C C H 出資金 1 億円

【参考】日本商品先物振興協会の事業目的等

(目的)

「本会は、時代の要請に即応した商品先物取引制度を整備するため、必要に応じて政府等に建議、要望を行うとともに、商品先物取引の正しい理解とその普及並びに信用の保持に努め、もって商品先物市場の健全な発展に資することを目的とする。」(定款第 3 条)

(事業)

目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に資する事業
- (2) 商品先物取引の健全な発展に資する研究及び調査並びに統計資料の作成
- (3) 商品先物取引の正しい理解の普及に資するための事業

平成 21 年度 事業 計画

I. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 商品取引所法の改正・施行における市場振興と会員の経営活性化に向けた取組

商品取引所法の改正が、わが国商品先物市場の競争力強化と市場振興及び協会員（商品取引員）の経営活性化につながるよう、必要な施策について検討し、提言を行う。

〔具体的取組〕

- ① 規制構造と枠組みの拡大（国内・海外・店頭商品先物取引の規制の一体化及び商品取引員の経営領分の拡大等）に関する政省令案及び諸規程案検討への積極的関与と協力、情報提供等
- ② 商品取引仲介業（I B）制度、商品投資顧問業制度の活用の円滑化
- ③ プロアマ区分に応じた規制の在り方の検討、提言
- ④ 会員代表者懇談会・会員説明会における会員に対する現時点情報の提供と経営環境についての共通認識の醸成
- ⑤ 会員の外国取引所取引の取次受託等に係る先行的な自主規制の支援

2. 商品先物市場の活性化に向けた取組

会員の受託業務を通じた市場の流動性の提供及び市場参加者の取引コスト低減等商品先物市場の活性化に資する施策を検討し、関係機関等に実現を働きかけていく。

〔具体的取組〕

- ① 総合商品取引所の実現等、取引所及び団体の機能強化策の検討
- ② マーケットメーカー制導入の推進と自己玉規制の見直し
- ③ 取引習熟者へのサービスのあり方の検討
- ④ 自己責任原則の再確認と習熟度の確認に係る手法の確立と習熟度区分等に応じたリスク管理サービスの検討
- ⑤ 適合性、習熟度に応じた顧客ニーズへの対応のあり方（両建玉優遇サービス）の検討
- ⑥ 諸規程の運用の改善・見直し
- ⑦ 営業現場において外務員が自信と活力を持てる営業事例の紹介
- ⑧ 市場参加者多様化への取組（「構造改革等推進特別委員会」の設置）

3. 商品先物取引制度の構造変化への対応

今後の商品先物取引制度に係る構造変化を踏まえ、以下の対応を図る。

〔具体的取組〕

- ① 商品先物取引分野の拡大（国内・海外取引所取引と店頭取引等）に伴う受託業務等のあり方
- ② 当先物協会の事業目的等あるべき方向

II. 調査研究に係る事業

1. 制度改善・税制要望等の企画立案事業の推進のための理論整備

制度改善・税制要望等企画立案事業を推進するに当たっての理論整備のための調査研究及び基礎となる業界統計データの収集・集計を行う。

〔具体的取組〕

- ① 市場横断的な受託業務を前提とした財務規制への転換と純資産額規制比率等の見直し（国内・海外・店頭商品先物取引における市場リスク等）
- ② ヘッジ取引における会計・税務の適用に係る研究
- ③ 商品先物市場における投機の役割等に係る理論整備（価格の安定効果等について数値化して論証する等。）
- ④ 金融所得課税一体化に向けた、諸外国の投資家税制等に関する調査
- ⑤ 改正商品取引所法に係る逐条解説研究
- ⑥ 法改正等に関連して必要となる調査への臨機の対応

2. 商品先物取引に係る調査研究支援（継続事業）

大学に対し商品先物市場及びリスク管理に関する講座の開設を支援することにより、学究分野における基礎的研究の深化を図る。

3. 資料室の整備

4. 協会ホームページにおける商品先物取引関連資料の公開

III. 広報に係る事業

「見直そう商品先物市場」を広報スローガンに日本経済に貢献する商品先物取引制度をアピールし、

- ① 商品先物市場の正しい理解の普及(認知度の向上)
- ② 商品先物市場の利用知識の普及
- ③ マイナスイメージの払拭

に取り組む。

1. 啓蒙セミナーの開催

(取引所・関係団体共同の「商品さきもの知識普及委員会」名で実施。)

(1) 投資家向けセミナー

資産運用として商品先物取引を利用するための知識・ノウハウを伝えるため、投資に関心を持つ個人投資家を対象に、強い集客力が見込める大手メディアのセミナーイベントにおいて、取引所と連携して「商品さきもの普及委員会セミナー」を開催する。

また、取引所と共同して、商品先物取引の利用知識・マーケット動向等を伝えるミニセミナーを定期的で開催する。(新規事業)

(2) 事業者向けセミナー(新規事業)

中小等の事業者に対してヘッジ取引の普及啓蒙を図るため、取引所と連携して以下のセミナー開催に取り組む。

- ① 中小企業支援機関(商工会議所、中小事業者団体等)を通じた事業者向けの普及啓蒙セミナー
- ② 中小企業診断士・税理士・会計士を対象とした普及啓蒙セミナー

2. インターネットによる啓蒙

当協会が運営するインターネット・サイトの情報を追加・更新し、さらなる充実を図る。

(1) 商品さきもの知識普及委員会ホームページ

商品先物取引に関心のある初心者向けの情報サイトとして商品先物取引の基礎的知識・利用方法等に係る情報を更新するとともに、新たに先物取引に関するQ&A及びヘッジ取引を解説したコンテンツを追加する。

(2) 「投資家応援ナビ」のコンテンツの追加

商品先物取引経験者の立場からの投資家向けアドバイスやコメントを映像で発信する「先輩投資家の声」を追加更新する。

(3) 協会ホームページの情報更新

当協会の活動状況を中心に、商品先物取引業界をめぐる行政及び取引所等の取組、関係資料等を掲載するとともに、「商品さきもの知識普及委員会ホームページ」とのリンクにより、相互の情報充実を図る。

3. パンフレットの作成・配付

(1) 事業者向けパンフレット(新規事業)

ヘッジ取引の利用促進のため、事業者向けのわかりやすいパンフレットを取引所の協力を得て作成し、中小企業支援機関等を通じて事業者に配付するほか、事業者向けセミナーで活用する。

(2) 投資家向けパンフレット及び税制リーフレット

初心者向けパンフレット「はじめての商品先物取引」及び商品先物取引の所得に係る税制を解説した「商品先物取引と税金」を、引き続き資料請求者及び投資家セミナー来場者に配付するほか、会員の営業ツールとして提供する。

4. 継続事業

(1) テレビ番組の提供

日経CNBCの先物情報番組「デリバティブ・マーケット」における商品先物取引に関する情報の一層の充実を図り、番組提供を継続する。

(取引所と共同で提供)

(2) 新聞広告

商品先物取引特集紙面への制作協力・協賛を行う。

(3) 業界内広報

当協会の理事会・常設委員会等の会議概要及び資料、行政の取組等について、協会ホームページ・会員専用ページ、「先物協会短信」(ファクシミリ)により迅速に会員に伝えるとともに、会員代表者懇談会等を通じて、きめ細かく周知情報の共有を図る。

(4) メディアに対するPR活動

PR会社を通じて主要メディアに対し商品先物取引及び商品先物業界に関する情報を発信することにより、商品先物取引の正しい理解を促進し、マイナスイメージの払拭を図る。

(5) 記者懇談会等の開催

制度政策の実現に向けて、一般紙・業界専門紙記者及び関係方面との勉強会・懇談会を開催する。

以上

平成 年 月 日

平成20年8月29日

日本商品先物振興協会 会長 殿

会員各位

住所
商号
会員代表者名

日本商品先物振興協会

会員の届出事項に関する届出書

「会員の届出事項に関する届出書」の添付書類について

この度、下記の事項につきまして、貴協定会款・諸規定に基づきお届けいたします。

平素より、当先物協会の運営にご理解、ご協力を賜りお礼申し上げます。
さて、会員各社が当先物協会あて提出される「会員の届出事項に関する届出書」の添付書類つきまして、下記のとおり連絡いたします。

記

記

該当する番号欄に○をつけて下さい。

(1) 添付書類の「主務省届出様式の写」の提出部数

| 番号 | 届出事項名 (規定) | 添付書類 |
|----|--|-------------------------------------|
| 1 | 会員の商号に関する変更 (定款の施行に関する規則第5条1号) | 主務省届出様式の写 |
| 2 | 資本金額に関する変更 (同 第2号) | 主務省届出様式の写 |
| 3 | 役員に関する変更 (同 第3号) | 主務省届出様式の写 登記事項証明書の写 履歴書(新任のみ) |
| 4 | 本店、支店その他営業所の名称又は所在地等に関する変更 (同 第4号及び第5号) | 主務省届出様式の写 |
| 5 | 主要株主等に関する変更 (同 第6号) | 主務省届出様式の写 異動後の主要株主の一覧表 |
| 6 | 商品取引受託業務の開始・休止 (同 第7号) | 主務省届出様式の写 |
| 7 | 商品取引受託業務の廃止 (同 第8号) | 主務省届出様式の写 |
| 8 | 受託商品市場・受託方法別の変更 (同 第9号) | 主務省届出様式の写 |
| 9 | 合併 (同 第10号) | 主務省届出様式の写 |
| 10 | 会社分割 (同 第10号) | 主務省届出様式の写 |
| 11 | 事業譲渡 (同 第10号) | 主務省届出様式の写 |
| 12 | 兼業業務の開始 (同 第11号) | 主務省届出様式の写 |
| 13 | 兼業業務の変更 (同 第11号) | 主務省届出様式の写 |
| 14 | 兼業業務の廃止 (同 第11号) | 主務省届出様式の写 |

添付書類の「主務省届出様式の写」(参考様式(鏡)の写)は、農水省または経産省に提出したもののどちらから一方を1部提出して下さい。

(2) 「主務省届出様式の写」以外に添付書類が必要となる届出事項

下記の2つの届出事項につきましては、「主務省届出様式の写」以外に提出していただく添付書類が有りますので、ご注意下さい。

(届出事項) (添付書類)

① 「役員に関する変更」…………… 主務省届出様式の写

登記事項証明書の写

履歴書(新任のみ)

② 「主要株主等に関する変更」…………… 主務省届出様式の写

異動後の主要株主の一覧表

※ 上記①及び②以外の届出事項の添付書類は、「主務省届出様式の写」のみとなります(登記事項証明書の写等は不要です)。

以上

問い合わせ先： 日本商品先物振興協会
総務部門 和田・小林
電話 03-3664-5731

※ 「主務省届出様式の写」(参考様式(鏡)の写)は、農水省または経産省に提出したもののどちらか一方を1部提出して下さい。

以上